

2025年12月22日

第6次基本計画策定専門調査会（第8回） 意見書

日本労働組合総連合会
参与 井上 久美枝

「第6次男女共同参画基本計画における成果目標案」に関し、下記のとおり意見いたします。

記

I. はじめに

12月12日に開催された男女共同参画会議（第76回）において議長一任とされた「第6次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」については、「答申案」の段階で旧姓使用に法的効力を与える制度の創設に関する文言が追加された。「基本的な考え方」は、専門調査会で約1年かけ丁寧な審議が行われ、パブリックコメントなどを経て整理されている。このような経緯を踏まえると「答申案」の段階で、重要な論点について新たな記述が加えられたことは極めて遺憾である。

○プロセスの透明性と答申の正当性に疑念

「男女共同参画基本計画」は、今後5年間のジェンダー政策の方向性を左右する重要な計画であり、専門的知見を有する委員による審議を踏まえ、民主的な合意形成のもとで策定されるべきものである。その策定過程において、極めて重要な論点について、審議を経ずに政権の意向が反映されるとすれば、専門的議論を軽視するものと言わざるを得ず、プロセスの透明性と答申の正当性に疑念を持たざるを得ない。

○選択的夫婦別氏制度の導入

婚姻前の氏を名乗り続けられるかどうかは、個人の尊厳や人権に関わる重要な問題である。日本は夫婦同姓を法律で強制する唯一の国であり、国連女性差別撤廃委員会から繰り返し勧告を受けている。旧姓の通称使用拡大は、国際社会で通用しないだけでなく、人権尊重という要請にも応えられない。働く現場からは、業績や研究実績といったキャリアの分断、ダブルネームや使い分けに伴う弊害などの不利益が指摘されており、旧姓の通称使用拡大はあくまで過渡的措置である。旧姓使用に法的効力を与える制度の創設を検討するのであれば、選択的夫婦別氏制度の早期導入に向けた検討も行うべきである。

II. 成果目標等案の全体を通して

これまでの基本計画で掲げられた目標の多くが未達成であることから、より踏み込んだ目標値設定の必要性について、この間の専門調査会で繰り返し意見を述べてきた。しかし、今回の成果目標等案は全体的に控えめな目標値が設定されていることは残

念である。世界の潮流は 2030 年までの完全なジェンダー平等の実現(いわゆる 203050)であることを踏まえれば、より高い目標値を設定するべきである。

III. 第 1 分野 ライフステージに応じてすべての人が希望する働き方を選択できる社会の実現

○週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合について

- ・長時間労働の是正に向けて、週労働時間 40 時間以上の雇用者を対象とする目標を設定することはより実態を把握するものと受け止めている。一方で、目標値案設定にあたっては、今回の対象に合わせて、比較可能な最新値をあわせて提示するべきである。

○テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合について

- ・原典の「テレワーク人口実態調査」が今後実施されなくなり、数値を把握することが困難になるため目標値設定を廃止することだが、地域の活性化はテレワークとも結びつきが深い。本年策定した「新・女性デジタル人材育成プラン」でも、「女性が地域においてデジタルスキルを活用した仕事に就くことが地域経済を活性化させる」と記載されている。目標値の廃止が取り組みの後退につながらないよう、対策を講じるべきである。

IV. 第 2 分野 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

○政治分野における女性の参画拡大について

- ・候補者に占める女性の割合は増加傾向にも関わらず、目標設定値が第 5 次計画の継続となることは課題である。政治分野における女性参画を進めるため、より高い目標値を設定するべきである。

○司法分野における女性の参画拡大について

- ・最新値に対して、目標設定値が低い。司法分野における女性参画の推進や司法におけるジェンダーバイアス解消の観点からも、より高い目標値を設定するべきである。

○公務分野における女性の参画拡大について

- ・国や地方自治体が先導し、高い目標値を設定することは重要である。採用する女性を増やさなければ、指導的地位に占める女性の割合を 30% 程度に増やすことは困難である。採用者の占める女性の割合は 40% を超えているならば、完全なジェンダー平等の実現をめざしていくべきである。
- ・5 次計画より女性の割合が増加しているにも関わらず、第 5 次計画の目標値を継続している項目については目標値を上げるべきである。

○経済分野における女性の参画拡大について

- ・女性の就業率、各役職段階に占める割合は増加傾向にあるものの、世界の潮流が 2030 年までの完全なジェンダー平等の実現であることを踏まえれば、より高い目標値の設定を行うべきである。

V. 第 6 分野 ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実

○支援センター等の目標値設定のあり方について

- ・都道府県単位での目標値設定だけでなく、どこに住んでいても安心してくらし続けられる社会に向けて、市町村単位での目標値設定も検討するべきである。

VI. 第8分野 防災・復興における男女共同参画の推進

○都道府県防災会議および市町村防災会議の委員に占める女性の割合について

- ・大規模災害発生時に影響を受けやすい女性をはじめとした多様なニーズを反映した
防災・復興対策の実現に向けて、防災会議における女性参画を進めるため、より高
い目標値を設定するべきである。

以上